

様式第2号(第5条第1項)

見本

八街市高齢者外出支援タクシー利用助成券

タクシー事業者記入欄

交付番号	9999	-	1
利用者	住所	八街市八街ほ35-29	
	氏名	八街 太郎	
助成金額	500円		
有効期間	平成29年10月1日 から 平成30年3月31日 まで		

乗車年月日	平成	年	月	日
乗車区間	～			
運賃等	メーター料金		円	
	障がい者割引後の料金		円	
運転者氏名				
タクシー会社名	印			

平成29年10月1日 交付

八街市長 北村 新司

(注意)ご利用にあたっては、裏面の注意事項をよくご覧ください。

キリトリ線

様式第2号(第5条第1項)

見本

八街市高齢者外出支援タクシー利用助成券

タクシー事業者記入欄

交付番号	9999	-	2
利用者	住所	八街市八街ほ35-29	
	氏名	八街 太郎	
助成金額	500円		
有効期間	平成29年10月1日 から 平成30年3月31日 まで		

乗車年月日	平成	年	月	日
乗車区間	～			
運賃等	メーター料金		円	
	障がい者割引後の料金		円	
運転者氏名				
タクシー会社名	印			

平成29年10月1日 交付

八街市長 北村 新司

(注意)ご利用にあたっては、裏面の注意事項をよくご覧ください。

八街市高齢者外出支援タクシーの利用にあたっての注意事項

- (1) この利用助成券は、1回の乗車に係る運賃等を超えない範囲内で1人2枚を限度に使用できます。
なお、利用の際は、利用者本人であることを証明するものを提示してください。
- (2) この利用助成券は、1人でも、グループでも利用できます。
グループで利用するとき、グループの他の方が八街市福祉タクシー利用券を使用した場合は、本券は使用できません。
- (3) この利用助成券は、交付を受けた本人以外は使用できません。
- (4) この利用助成券1枚を使用した場合、タクシー運賃等が500円引きされます。
- (5) 助成の対象となる利用区間は、市内の移動に限り、市外への移動または市外からの移動には使用できません。
- (6) 有効期間を過ぎての使用や他人への譲渡など、この利用助成券を不正に使用したときは、助成した金額の全部又は一部を返還していただくことがあります。

八街市高齢者外出支援タクシーの利用にあたっての注意事項

- (1) この利用助成券は、1回の乗車に係る運賃等を超えない範囲内で1人2枚を限度に使用できます。
なお、利用の際は、利用者本人であることを証明するものを提示してください。
- (2) この利用助成券は、1人でも、グループでも利用できます。
グループで利用するとき、グループの他の方が八街市福祉タクシー利用券を使用した場合は、本券は使用できません。
- (3) この利用助成券は、交付を受けた本人以外は使用できません。
- (4) この利用助成券1枚を使用した場合、タクシー運賃等が500円引きされます。
- (5) 助成の対象となる利用区間は、市内の移動に限り、市外への移動または市外からの移動には使用できません。
- (6) 有効期間を過ぎての使用や他人への譲渡など、この利用助成券を不正に使用したときは、助成した金額の全部又は一部を返還していただくことがあります。